

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
不正取引業者処分方針

平成28年1月7日

最高管理責任者

国立研究開発法人

医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長決定

(目的)

第1条 この方針は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所公的研究費運営・管理規程に基づき、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めることを目的とする。

(対象となる研究費)

第2条 この方針における対象研究費は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所公的研究費運営・管理規程第2条に掲げる研究費とする。

(不正取引への対応)

第3条 最高管理責任者は、次の各号に定める不正取引に関与した業者について、取引停止等の措置をとるものとする。

- 一 物品購入、業務委託等に関する提出書類に虚偽の記載があり、契約の相手方として不相当と認められるとき。
- 二 見積書・契約書等に定められた品質・数量について不正行為を行ったと認められるとき、又は業務委託について粗雑な履行を行ったと認められるとき。
- 三 物品購入、業務委託等に関する契約に違反する等、契約の相手方として不相当と認められるとき。
- 四 本研究所の職員に対する贈賄が発覚したとき。
- 五 前各号のほか、業務遂行にあたり、不誠実な行為を行い、契約の相手方として不相当と認められるとき。

(取引停止期間)

第4条 最高管理責任者は、前条各号に定める措置要件に該当する場合は、3ヶ月以上1年以下の期間を定め、取引停止の措置をとる。

2 最高管理責任者は、前項において、即時の取引停止が本研究所の研究活動に著しく影響を及ぼすと判断した場合は、一定期間を経た後に、取引停止とすることができる。

3 最高管理責任者は、取引停止の措置を行う場合において、当該業者が極めて悪質であると認められるときは又は情状を酌量すべき特別な理由が認められるときは、取引停止の期間を変更することができる。

(取引停止措置の通知)

第5条 最高管理責任者は、取引停止又は取引停止の解除を行ったときは、当該業者に対し、書面により通知するものとする。

(庶務)

第6条 この方針に係わる事務は、総務部会計課が行う。

附則

この方針は、平成28年1月7日から施行する。